

6-4-3 民間の取組

木材の合法性確保には、林産物取扱企業の調達行動が重要な役割を果たす。表 6.6 に掲げたように、フィンランドには数多くの林業・素材生産業者及び林産物製造業者が存在する。その一方で、フィンランドを代表する大手林産物企業の林産物販売額は、フィンランドの輸出用を含む林産物販売額の 75%以上を占めるといわれている。さらに、中小零細企業の多くが直接的間接的に大手林産物企業との取引がある。このため本項では、代表的事例として 6-3-4 項で報告したフィンランドを代表する三つの大手林産物企業の取組を、各社が公表している年次報告書並びに資材調達基準、行動規範及びサプライヤー行動規範の記載内容をもとに報告する。

大手林産物企業は、国内外のサプライチェーン管理を原料その他の資材を供給する全てのサプライヤー及びサブサプライヤーに自社が設定した行動規範の遵守を義務化したり要請したりして強化している。

（1）企業活動の標準化と認証取得

フィンランドの林産業は、ISO と森林認証の導入及び運用を他国の林産企業に先駆けて行ってきた。フィンランドの林産業の輸出依存度は高いが、主原料とする国内及び周辺国の原料は競合する外国の主要林産物産地と比較しても径級が小さい亜寒帯産丸太であるため、原料面からいえばフィンランドの林産業が置かれている条件は良くない。しかし、フィンランドの林産業は、この不利な条件を高い生産性と加工精度及び製品に付随するサービスで克服して世界屈指の林産物生産国の地位を確保している。主要林産物である製材品を例にすれば、小径の原木からは販売単価が高いクリアー等級（無節等級）の製材品を多く生産できないため、「並材」の生産性向上を追給するとともに、製品出荷地の規格に対応した加工を正確な製品精度の実現により行い、製品エラーの状況把握とエラー解消も目的とした納品先での定期的検品を含むきめ細かい顧客サービスを市場拡大のツールとしてきた。さらに、フィンランドの林産企業は、製材部門、紙パルプ部門及び豊富な水力を利用して自社工場及び周辺地域に電力を供給する発電部門並びに最近ではバイオ関連部門によりコンビナートを形成して、強い国際競争力を維持している。

¹³⁶ フィンランド林産業協会における会合でのコメント。

表6.43 大手林産物企業の主な認証取得状況

認 証 名		A社	B社	C社
ISO 9001	ISO 品質マネジメントシステム	○	○	○
ISO 14001	ISO 環境マネジメントシステム	○	○	○
ISO 22000	ISO 食品安全マネジメントシステム	○		○
ISO 45001	ISO 労働安全マネジメントシステム	○		
ISO 50001	ISO エネルギー管理マネジメントシステム	○	○	○
OHSAS 18001	労働安全衛生マネジメントシステム	○	○	○
FSC	森林管理認証・CoC認証	○	○	○
PEFC	森林管理認証・CoC認証	○	○	○
SBP	持続可能なバイオマスプログラム認証		○	

資料：各社年次報告書（2018年）。

多くの種類の林産物を輸出国の規格に合わせて高い生産性を備えた製造ラインで生産するために、フィンランドの林産業は品質マネジメントシステム（ISO 9001）を導入して企業活動の標準化を行う必要があった。さらにフィンランドの林産業は、1990年代後半から顕著な高まりをみせた環境問題に対応するために、そして自社の環境対応をアピールして顧客を獲得または維持するために、森林認証の取得及び環境マネジメントシステム（ISO 14001）を導入した。

大手林産物企業三社は、ISO 9001、ISO 14001 及び ISO 50001（エネルギー管理マネジメントシステム）、FSC 及び PEFC の森林管理認証または CoC 認証並びに OHSAS 18001（労働安全衛生マネジメントシステム）の認証を取得している。

（2）行動規範並びに資材調達基準及びサプライヤー行動規範

欧米の企業活動に係る規程は、決定した方針を受けて策定した行動規範（Code of Conducts）を最上位の規程とし、行動規範のフレームの中で各種規程を制定するのが一般的である。企業の購買活動に係る代表的な規程は、資材調達基準である。資材調達基準も行動規範に基づき作成され、その内容には調達する資材の仕様や要件の他、調達先の企業選定に係る規定が含まれる場合がある。

フィンランドでは、木材の合法性確保を行う上で焦点となる木材の調達に係る具体的な規定は、資材調達基準の下位規定であるサプライヤー行動規範に含まれているのが一般的である。

なお、これらの企業内の規程は、ISO9001 または ISO14001 を取得している企業であれば、これらによる企業活動の標準化及び運用を念頭に作成されている。

① 行動規範

ISO 9001 及び ISO 14000 並びに森林認証を既に取得している大手林産物企業の行動規

範の内容には、ISO の規格に適合する要件及び手順並びに森林認証スキームが要件とする持続可能性の確保とともに、現在では各社とも国連の持続開発目標（SDGs）の達成目標を組み込んでいる。

次表は、2019年11月時点での大手林産物企業の行動規範の構成である。大手林産物企業の行動規範の項目は、各社が設定しそれを企業色としている「方針」に係る記載を除けば、文字上の表現及び項目の構成に違いはあるものの、行動規範として組み込んでいる基本的な事項はほぼ同じである。各社の行動規範に共通する基本的な事項は、法令遵守、公正取引、人権及び労働権の尊重、ハラスメント及び差別の禁止、環境保護、労働安全衛生、意思決定、取引先管理、贈収賄禁止並びに利益相反の回避である。

表6.44 大手林産物企業の行動規範の項目

A社	B社	C社
1 高潔への決意	1 再生可能資源企業	1 人権尊重
2 他者尊重・人権擁護	再生利用資源の積極的利用	2 健康と安全
3 環境影響・製品安全性	石化燃料資材から再生可能資材への転換	3 雇用均等
4 腐敗・贈収賄の徹底排除	持続可能性へのコミット	4 差別禁止・機会均等
5 利益相反の回避	2 価値観でリードする	5 ハラスメントのない環境と容認できない行動
6 競争関係法令の遵守	社内規則の尊重	6 プライバシー尊重と秘匿義務
7 資産・情報の保護	正しい判断	7 利益相反の回避
8 取引先を知る	声をあげ、よく聴く	8 ギフトと心付け
9 利害関係者・社会との関係	3 正しい行動の実践	9 腐敗防止
10 法令遵守	法令遵守	10 詐欺防止
	腐敗撲滅	11 慎重な会計と資金洗浄防止
	取引先を知る	12 取引に係る法令の遵守
	適正な競争	13 適正な競争
	資産保護及びプライバシー尊重	14 環境重視
	明瞭なコミュニケーションと透明性	15 製品の安全
	4 人類と地球の保護	
	安全確保	
	生物多様性の促進	
	人権尊重	
	地域社会への貢献	
	地球温暖化対策	
	環境尊重	

資料：各社行動規範文書

② 資材調達基準及びサプライヤー行動規範

大手林産物企業の資材調達基準は、企業が調達する木材を含む物品全般に適用する目的で作成されている。大手林産物の資材調達基準には、受発注、売買取引解約、製品保証その他の一般的な取引契約に係る基準が定められている。

資材調達基準の詳細な規定は、サプライヤー行動規範で定めている。デューデリジェンス及びサプライチェーン管理を含む調達物品の合法性確保に係る事項も同規範に盛り込まれている。

(3) サプライヤーの選定とサプライチェーン管理

サプライチェーンの管理は、木材の合法性を大前提とする企業の「信頼の生命線」ともいえる業務である。木材の調達は、自社で独自に行う方法と契約ベースのサプライヤーを介して行う方法がある。フィンランドの生産林は、39万5,641か所の個人有林及び4,483か所の会社有林が主体となっているため¹³⁷、素材生産業をはじめとするサプライヤーからの木材調達は重要な位置を占めている。さらに、ロシアをはじめとする外国から木材を供給するサプライヤーも相当数存在し、大手林産物企業に原料を供給している。

大手林産企業がサプライチェーン管理において重視しているのは、自社の行動規範及び資材調達基準に適合するまたは適合できるサプライヤーをいかに獲得するかという点である。

① サプライチェーンへのサプライヤー行動規範の適用

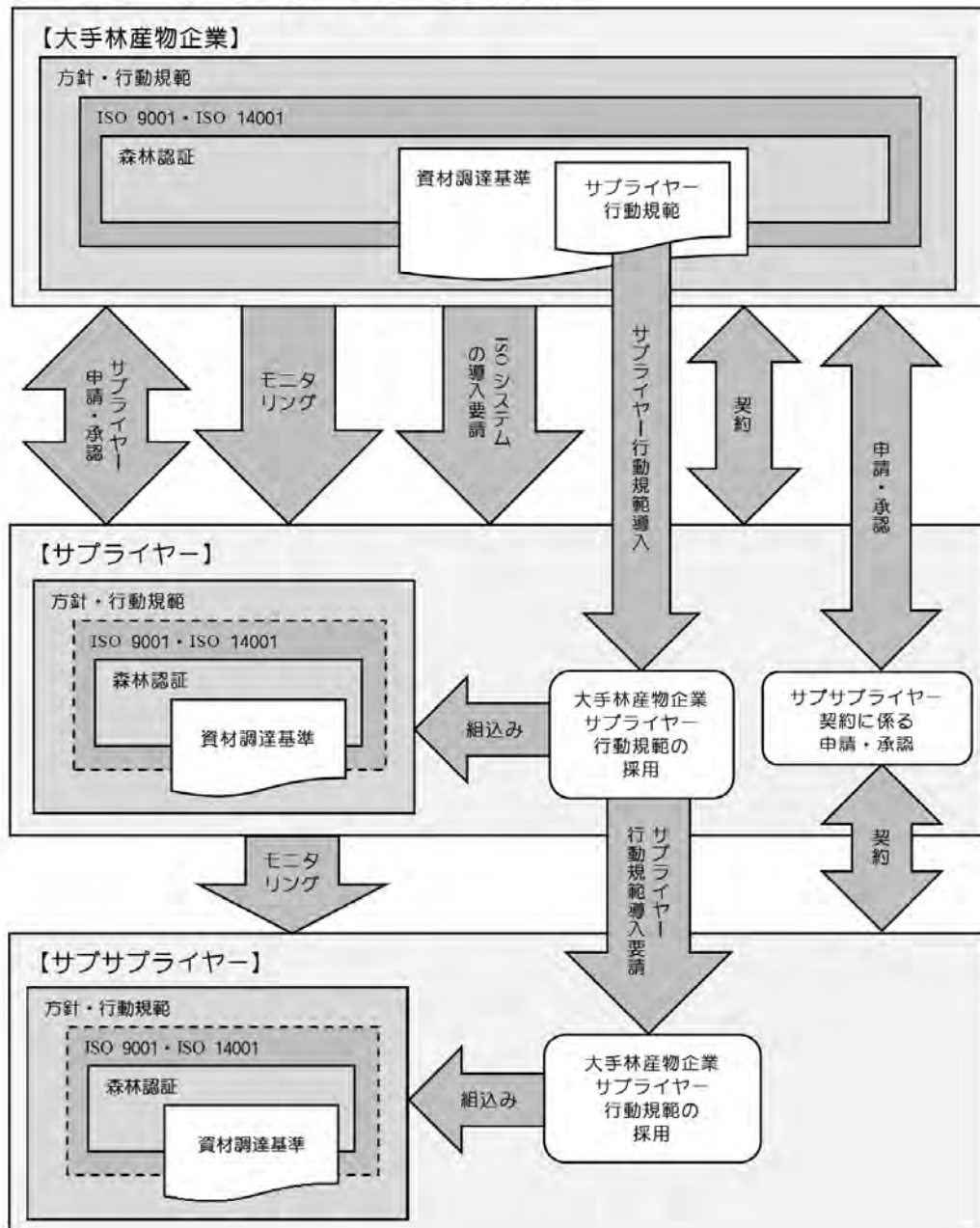
【大手林産物企業が求めるサプライヤーの要件】

大手林産物企業は、サプライヤー行動規範において自社に適合するサプライヤーの要件を規定している。大手林産物企業はサプライヤーに自社のサプライヤー行動規範の遵守を要求し、次のような個人または会社をサプライヤーとして承認している。

- サプライヤー行動規範の実施を承認した者。
- 自社の行動規範や資材調達基準に大手林産物企業のサプライヤー行動規範を組み入れる者。
- 大手林産物企業の行動規範、資材調達基準及びサプライヤー行動規範と同等もしくはこれらを上回る水準の基準を備えている者。

¹³⁷ 表 6.4 参照。

図 6.7 大手林産物企業のサプライヤー管理の事例



事前資格審査プロセスとしてサプライヤー管理システムへの登録、労働安全に係る「安全トレール」のオンラインコースの完了（2年間有効）及びサプライヤー行動規範の承認を証するサプライヤー行動規範宣言書への署名が求められる。同社はこれらの手続きが完了すると、サプライヤー申請者が責任ある調達要件を満たすか審査を行う。

C社は、サプライヤー行動規範で「サプライヤーにはサプライヤー行動規範に記述されている要件を満たすことが求められている」と定めている。

【サプライヤー行動規範のサブサプライヤーへの適用】

大手林産物企業はサプライヤー行動規範の遵守を、サプライヤーを通じてサブサプライヤーにも求め、自社のサプライチェーン上の全ての調達活動がサプライヤー行動規範に基づいて行われるように努めている。

例えば、A社では、サプライヤーが同社と事前に取り交わす文書による同意が行われる前にサプライヤーがサブサプライヤーを使う権利を無効とする定めを設け¹³⁸、サブサプライヤーを使用するときは、サプライヤー行動規範の要件をサプライヤーのサプライチェーン全体に適用する努力義務を課している。

B社では、サプライヤーにサブサプライヤーのモニタリング及びサプライチェーンに係る全ての利害関係者がサプライヤー行動規範に対してどのように効果的、かつ、責任を持って協力できるかを確実に把握する義務を課している。

C社の場合は、サプライヤーにサブサプライヤーがサプライヤー行動規範またはこれと同等のサプライヤー独自の行動規範の要件を認識し尊重しているかを確認する義務を課している。

¹³⁸ A社がサプライヤーと資材調達を行う契約を締結する前にA社の資材を供給するサプライヤーとサブサプライヤー間で締結された資材売買に係る契約を無効にする権利をA社が持つという規定。

A 社

『A 社サプライヤー及び第三者規範』（抜粋・要約）

1. 高潔さへの取組み
 - 適用法及び関係規則の遵守。
2. 人権の尊重
 - 国際人権憲章の遵守。
 - 普遍的な人権及び平和的集会開催の権利の尊重並びに差別の禁止。
 - 労働時間及び対価に係る ILO 基本条約及び現地法令の遵守。
3. 環境への影響及び製品安全性への配慮
 - 環境への悪影響を最小限に抑制。
 - 廃棄物管理。
4. 汚職及び贈収賄の禁止
 - 賄賂の支払、提供または承認の禁止。
 - 賄賂の受領、催促または容認の禁止。
 - 贈収賄、汚職その他の不適切な行為に見える活動の禁止。
 - 業務上の汚職及び贈収賄を防止する適切な手順の維持。
 - 汚職または贈収賄が認められた場合は A 社に通報。
5. ビジネスの透明性
 - サプライヤー及び第三者は、次を遵守。
 - 適用法に基づき正式に設立され存続する法人であること。
 - A 社と契約を締結し、契約に基づき業務を行い、義務を履行する権利を有すること。
 - A 社に影響を与える可能性がある負債について、有効な損害賠償保険及び保険契約を維持すること。
 - 発生する可能性があるリスクを認識し、適切なリスク緩和手順を作成すること。
 - 全ての課税法の遵守すること。
 - 全てのマネーロンダリング防止法と貿易制裁の遵守すること。
6. 競争法の遵守
 - 競争法の遵守及び反競争的行為の禁止。
7. 資産と情報の保護
 - 【略】
8. 責任ある調達
 - ビジネスパートナーを把握し慎重に選択して、不法な事業活動に関与するリスクまたは本行動規範に違反するリスクを特定し緩和。
 - 全ての商取引の完全、かつ、正確な記録の保持。
 - 本行動規範の要件をサプライチェーンのその他の段階にも適用するよう努力。
9. 利害関係者及び社会との関与
 - 利害関係者との透明性あるコミュニケーションの促進。
 - 可能な限り、地域社会の幸福と発展に貢献。
 - 地方自治体との業務は、反汚職法を遵守し、本行動規範に基づく協力の実施を確認。
10. 全社あがりのコンプライアンス
 - 【略】

B 社
『サプライヤー行動規範』(抜粋・要約)

序文

本行動規範は、サプライヤーと B 社の間で締結される全ての契約の不可欠な部分を構成。

1. 定義

- サプライヤーとは B 社に製品またはサービスを提供する個人または法人をいい、直接契約管理にあるサプライヤーに加え、サプライヤーである下請業者を含む。
- 【略】

2. 管理体制

サプライヤーは全ての関連法令に加え、本行動規範または供給者独自の行動規範のいずれか厳しい方の規定を遵守するために必要な管理体制を構築。管理体制は少なくとも次の事項を充足。

- 人権・労働権、労働衛生・安全及び企業責任並びに環境影響に関するリスクの評価、軽減及び管理に向けた体系的なアプローチを構築。
- 全ての法令及び契約条項を遵守を徹底し、関係する被雇用者及び取引先への十分な訓練を実施。
- 行動規範問題に係る苦情申立て制度の構築。
- 自らの供給先及び下請業者の行動規範遵守を担保し監視し、下請業者の行動に責任を持つ。

3. 人権尊重

(1) 人権

- 人権を尊重。人権侵害への加担禁止。
- 適切な人権侵害救済体制の整備。

(2) 労働者の基本的権利

- 児童雇用の禁止。
- 被雇用者の団結権、組合参加権及び団体交渉権の承認。
- 強制労働の禁止。
- 被雇用者の差別禁止。
- 全ての公用者への公正、かつ、敬意をもった対応。

(3) 賃金及び労働時間

- 国内法令または団体交渉協定に準拠した最低賃金及び超過勤務手当の支給。
- 標準労働時間の設定。
- 週 1 日以上の日休の設定。

4. 労働安全衛生

- 労働安全衛生に係る全ての法定要件を遵守。
- 緊急時の対応を制定。
- 啓蒙普及活動と適切な訓練の実施。

5. 環境影響

- 関連法令で定められる全ての要件の充足。
- 環境対策部署の設置。
- 環境に影響を与える可能性のある全ての作業に係る手順書の作成及び関係する被雇用者に必要な情報を伝達。
- 環境関連規則違反、申立て等に体系的に対応。

6. 企業責任

- 本行動規範または次の要件を含む自らの倫理規則のいずれか厳しいものを遵守。
- 独占禁止法及び不正競争防止関連法令の遵守。
- 利益相反の防止。
- 腐敗防止法令の遵守。
- 製品またはサービスの安全性及び品質に係る全ての規則の遵守。

7. 総則

【略】

8. 実施

【略】

C社
『サプライヤー行動規範』(抜粋・要約)

1. 法規及び規則
事業実施国の法令遵守。
2. 贈収賄
全ての贈収賄の禁止。
3. 強制労働
近代的な奴隷制度、人身売買及び拘束労働を含む強制労働禁止。
4. 児童労働
児童労働の禁止。
5. 迷惑行為
個人の尊厳、プライバシー及び権利の尊重。従業員による体罰及び嫌がらせの禁止。
6. 賃金
サプライヤーの会社の賃金は、適用法令規定額と同等またはそれ以上。
7. 労働時間
適用法令及び産業基準に準拠する労働時間の設定。
8. 無差別
従業員は、人種、国籍、社会的背景、障害の可能性、性的指向、政治的宗教的信条、性別及び年齢に限定されずに、いかなる雇用判断においても能力及び資格に応じて厳密に取扱う。
9. 安全衛生
OHSAS 18001 (労働安全衛生マネジメントシステム) に記載されている労働安全管理システムまたは同等のシステムの実践。健全な労働環境の提供及び適用法令に基づく安全で健全な居住施設の提供。
10. 結社の自由及び団体交渉
従業員が行う結社の自由及び団体交渉の法的権利の尊重。
11. 環境
ISO 14001 に準拠した環境マネジメントシステムあるいは同等の慣行を実践。環境規則及び基準に従い、環境に配慮した慣行を遵守。
12. 製品の安全性
 - サプライチェーン全体に渡って衛生及び製品の安全性のリスクを管理。
 - 出所が明らかな原料を使用し、その原料及び完成品のトレーサビリティを保証。
13. サプライチェーン
全てのサプライヤーが本行動規範またはサプライヤー独自の同等な行動規範の要件を認識し、尊重することを確認。
14. 事業継続計画
C社は、サプライヤー監査を実施し、本行動規範のコンプライアンス確保を実施。

② リスクへの対応

大手林産物企業は、資材調達をするときのデューデリジェンスの実施をサプライチェーン上のサプライヤー及びサブサプライヤーに要請したり義務づけたりしている。

A社では、サプライヤー行動規範において、ビジネスパートナーを把握し、慎重なビジネスパートナーの選択により違法な事業活動に關与するリスクまたは同行動規範の要件に違反するリスクを特定し緩和する義務をサプライヤーに課している。同社の行動規範は、サプライヤーによるサブサプライヤーのモニタリングの実施を定めている。

B社は、サプライヤーに人権及び労働権、労働安全衛生、企業責任並びに環境影響に係るリスクの評価、軽減及び管理に向けた体系的アプローチの構築を要求している。さらに同社は、サプライヤーにサプライヤーが実施したモニタリングにより環境的社会的に責任あるソースからの物品であると明らかになった物品の提供を要求し、直接的間接的に問題が生じる物品は受け入れられないとしている。しかし、直接的間接的に問題が生じる物品に同社が係わる時は、サプライヤーがサプライチェーンのデューデリジェンスを行い、状況に応じてデューデリジェンスのリスク低減措置を適用するよう求めている。B社もサプライヤーに、取引先のモニタリングの実施を求めている。

③ 環境影響への対応

大手林産物企業は、森林認証材の調達を原則としており、森林認証材の取扱いによってリスクを低減するとともに森林認証のスキームも利用してサプライチェーンの管理を行っている。木質調達資材に占める森林認証材の割合は、2018年の実績でA社が81%、B社は96%、C社は88%に達している。そして、これら三社とも、認証材以外の取扱木材はFSC認証のコントロールウッド材またはPEFC認証のコントロールドソース材である。このため、森林認証の取得は、サプライヤーの要件の一つになっている。

さらに、大手林産物企業は目標として企業活動による環境影響を最小限に抑制する規定を設け、サプライヤーにISO 14001に準拠した環境管理システムまたは同様の慣行の実践を要求したり、ISO 14000の取得を推奨したりしている。A社では、サプライヤーによるISO 14001の導入は、サプライヤーが大手林産物企業のサプライヤー行動規範を実践する上で有効であると考えている。